

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置することに伴い、鳥獣被害対策実施隊員の報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例
第19号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員	〃	2,000	
------------	---	-------	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。